

無実の死刑囚・元プロボクサー 袴田巖さんを救おう！

# 無実

第 25 号 2006 年 12 月 30 日

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

424-0006 静岡市清水区石川本町 16-18

電話:0543-66-2468 FAX:0543-66-2475

郵便振替口座：番号 00890-7-185276 名称：清水・静岡袴田巖救援会

ホームページアドレス：<http://hakamada2.exblog.jp/>

## 1 月 14 日 (日) 午後 1 時 30 分から 清水テルサにお集まり下さい！

今年こそ

## 袴田さんの再審開始へ！ 清水集 会

## 12 月 25 日 弁護団は最高裁へ

## 「特別抗告理由補充書」を提出しました

1 月 14 日の集会では、弁護団事務局長 西島勝彦弁護士から、今回  
最高裁に提出した「補充書のねらい」を中心に報告があります

2004 年 8 月、東京高裁による再審請求  
即時抗告棄却。直ちに弁護団は最高裁判  
所に特別抗告を行い、すでに 2 年を経て  
しまいました。この間弁護団は東京高裁  
による棄却決定書の内容をさらに精査し、



- 1 -

提出後、司法記者クラブでの会見(提供 鈴木武秀さん)

特別抗告理由の強化につとめ、その内容を補充書にまとめました。そして 12 月 25 日午後 1 時 30 分、特別抗告理由補充書を最高裁に提出しました。(補充書の要旨は巻末を参照して下さい)

## ボクシング界の中で広がる支援！

この間、東日本ボクシング協会(会長:輪島功一さん)内に、袴田さんの再審支援のために新たに組織された袴田巖再審支援委員会(委員長:輪島功一さん、実行委員長:新田渉世さん)を中心に、ボクシング界の協力もあり、11 月 20 日には最高裁への約 500 通にも及ぶ要請書提出し、担当事務官に「1 日も早い袴田さんの再審開始を」と要



ボクシングファンに袴田さんの再審支援を訴える輪島功一さん

このようなボクシング界の動きが袴田さんに通じたのか、11 月 20 日には、かたくなに面会を拒んでいた巖さんと、約 3 年 8 ヶ月ぶりの面会も実現しました。しかし、12 月 13 日は姉・秀子さんと当会の山崎が、19 日は伊藤弁護団長はじめ弁護団 3 名と新田渉世さん(袴田巖再審支援実行委員長)が面会を試みましたが、いずれも拒否されてしまいました。



請しました。さらに、12 月 13 日には、後楽園ホールで開催された東洋太平洋クルーザー級タイトルマッチのリング上でも、多くのボクシングファンに「袴田巖さんの再審支援を！」と、訴えました。また、東日本ボクシング協会として独自に勉強会を企画し、12 月 20 日には、弁護団の秋山賢三弁護士による講演会(勉強会)も開催してきました。

講演中の秋山弁護士



3 月 10 日は、袴田さんの 71 歳の誕生日です。事件以来 41 年を迎えようとしています。残されている時間には限りがあることを考えると、私たちは今年こそ再審開始を、いや、1 日も早い再審開

始を、実現しなくてはなりません。

## 「今年こそ 袴田さんの再審開始へ！清水集会」

日 時：2007年1月14日(日曜日) 午後1時30分から4時30分まで

場 所：清水テルサ6階 研修室 JR清水駅 東口 徒歩5分  
静鉄新清水駅 徒歩7分 専用駐車場あり(有料)

内 容

### ① 袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会「第三回 総会」

集会参加当会会員並びに集会参加者に、当会のこの1年間の活動報告と活動方針提起を簡単に行います

### ② 「冤罪被害者は訴える」 河合 利彦 さん

いわゆる浜松幼児殺人事件で服役、その後再審請求を申し立てている事件の冤罪被害者です。警察の杜撰な捜査・恣意的な捜査のあり方を中心に参加者に訴えます。袴田さんがぬれぎぬを着せられたことと同様なことが今でも警察で行われていることが語られると思います。

### ③ 「特別抗告理由補充書提出のねらい(仮題)」

袴田事件弁護団 事務局長 西島勝彦 弁護士

弁護団 事務局長の西島勝彦弁護士から、12月25日に最高裁に提出した特別抗告理由補充書の要旨とねらい、そして再審開始への展望などを報告して頂く予定です。

### ④ 「獄中の袴田巖さんは」 姉・袴田秀子さん

11月20日、3年8ヵ月ぶりに面会が実現しました。その様子と、その後の面会拒否の報告など、獄中の袴田さんについて語って頂く予定です。

### ⑤ 連帯挨拶・集会決議採択など

## 名張毒ぶどう酒事件再審棄却に思う

事務局長 山崎 俊樹

25日の最高裁への補充書提出の新聞報道を確認している最中に、テレビにニュース速報のテロップが流れ、名張 再審棄却の文字が。

あの弁護団の内容で棄却されるとは・・・・・・・・。実は2月例会のテーマは名張事件の新証拠発掘に向けた弁護団の活動を描いた中京テレビのドキュメンタリーを題材に袴田事件の新証拠につながる題材発掘の検討に取り組もうと先日決めたばかりでした。

昨年4月の名張再審決定書は、弁護団の鈴木泉先生から送って頂きました。弁護団が示した証拠は丁寧なものでした。正直いって、名張事件弁護団はここまで良くやったなあという印象を持ったものでした。

昨年5月例会では名張事件を学習し、7月16日には榎田代表らと名張弁護団主催の報告集会に参加し、再審開始決定に至る名張弁護団の弁護活動を学んできたのです。(詳しくは「無実12号」2005年7月30日号 参照)

あれだけの証拠で、今回の棄却。この事件の裁判の経過は、いわゆる「東電OL殺人事件」によく似ている(<http://www.jca.apc.org/govinda/index.html> 無実のゴビンダさんを支える会 参照)と思います。裁判所は、“疑わしきは被告人の利益に”という刑事裁判の鉄則をかなぐり捨て、多少の無理は承知で検察追従を意地でもやり抜く、そんな印象を持ちました。

袴田事件ももう一度証拠全体を見直し、今までの主張とは全く違った視点などを検討しないと、再審開始にはほど遠いような気がします。きついけれど、やり抜くしかありません。

## え！ 秋山先生がモデル？

大ヒット作『Shall we ダンス？』の周防正行監督の最新作『それでもボクはやってない』が2007年1月20日から公開されます(東宝系)。痴漢冤罪を題材に、日本の刑事裁判の歪みを世に問う社会派作品です。是非ご覧下さい。

役所広司演じる元裁判官の弁護士・荒川正義は、袴田事件弁護団の秋山賢三弁護士をモデルにしたとのこと。詳しくは公式サイト <http://www.soreboku.jp/index.html> をご覧下さい。

## 最高裁に提出した要請書から 本人の許可を得て掲載いたします

最高裁判所 第2小法廷 御中

事件番号 平成16年(し)第258号

### 要 請 書

私は、現在、静岡県藤枝市で鍼治療を営んでいます。

私が中学生の時、「八海事件」の阿藤氏らが、不当判決の後の集会の席上で、無実を叫んでいる様子を TV で見た時、とてもそれが演技であるとは思えず、「真犯人ではありえない」という直感がどこからともなく湧出してきました。それ以来、私は、被告が裁判の席上で自白を翻す事例に関心を持つようになり、「狭山事件」の被害者が私と同年齢であったことにもよりましようが、その報道の内容を自分なりに批判的に受けとめつつ、考えてきました。それから2年後、私が高校3年の時、旧清水市において、本件が発生し、それ以後の経過について警察発表オンリーの報道に疑問を抱いたら、TV と新聞を私なりにしっかりと注視していました。中々、犯人を検挙できない警察に対して、市民の間から陰に陽に、警察に対する不信や疑念が次第に高まってきたことも、報道の姿勢に黒い影をおとしたことは確かです。「これほどの殺人事件の犯人を検挙できないとは！」という一種の警察への抗議となって、警察側の捜査にそれは反映していったはずですが。こういった市民感情と警察側の利害が合致した時、どういう事態になるか、それは袴田氏の検挙後のおける一連の「真犯人視報道」によって明らかです。

その典型が「袴田なら殺りかねない」という人格攻撃でした。今でこそ、亀田兄弟に見られる如く、ボクサー稼業も一種の花形稼業で、その裏に貧困とその他の事情があることは殆ど無いのですが、当時の斯界に対しては(一部のチャンピオンベルト保持者以外のボクサーに対しては)今では想像もできないほどの偏見と選別意識があったわけです。このような風潮を警察が利用しないはずはなく、検挙直後から「袴田真犯人視」と「人格攻撃」が紙上で矢継早にくり返されることになりました。袴田氏が否認すれば、それだけこういう理不尽な報道は加熱していきましたが、どういう訳か、私は40年も経過しているにも拘わらず、この辺のありさまを鮮明に記憶しております。その理由は、一般市民の感情がこういう報道に完全にコントロールされて「証拠無き自白」という最悪のケースでさえ歓迎してしまう所まで舞い上がっていたからであり、私でさえ強固に否認し続ける袴田氏に疑問を覚えるほどであったと、ということです。

むろん、一般の市民にとって苛烈を極める連日の取調など想像だにできないことで、否認という行為に対してさえ「元ボクサー故の人並みはずれた体力」がそれを可能にしているなどという警察筋の利害をそのまま報道で垂れ流すというありさまでした。やはり一般の市民感情としても検挙だけではすまされず、自白→起訴→判決(有罪)

という所まで順当に(?)運ばないことには納得できない、ということでしょう。むろん、真犯人であれば、こうしたプロセスも当然のことですが、袴田氏の場合は事情は逆ですから、自白後の二転三転した事件の筋書きが物語るように、どう割引いてもつじつまの合わない無理なこじつけによって粉飾せざるをえなかったのです。こういう背景は、起訴→裁判→判決という長期に亘る経過のために、次第に市民の関心も遠のき、それに追い打ちをかけたのが、これ又、報道の消極的対応です。事件発生から「自白」までの過熱報道とは裏腹に、最高裁の確定判決に至るまで、報道は坐視としか言いようの無い姿勢を貫いたのです。

つまり、本件に於いても「狭山事件とのその報道」についての教訓が全く活かされずに同じ轍がくり返されたわけです。

こういう訳もあって(その後6年間、東京で生活していたこともあって)私は、本件についてことさらに関心を持たないまま過ぎていきましたが、折しも、卒業して最初に赴任した中学校が旧清水市であったために、救援組織が出来るとすぐに入会して、あらためて事件に関する資料を読み漁り、「やはりそうであったのか!」という「袴田無実」の確信を抱くに至ったわけです。その後、様々の事項について検証されて来ましたが、いずれも「袴田氏が真犯人ではありえない」という結論を強化するものばかりです。ここで、その逐一を書くのは割愛しますが、前ページで書いた通り、この事件は、頭初から「迷宮入りだけは絶対に許されない」という使命が警察側に有ったために、又、それを煽り立てるような市民感情と、こういう風潮を助長する報道がそれに拍車をかけて、従業員の一人名であった袴田氏があたかも真犯人であるとして検挙され、その通りに真犯人に仕立てあげられてしまったのです。こういう事情でしたから、原審・控訴審・上告審のいずれも裁判官にあっても「無理を承知で」真犯人と決めつけざるを得なかったということ、それは判決文がみごとに逆証している通りです。その余りにも無茶で拙速な内容は、「疑わしきは被告人の利益に」というレベルでさえ無縁な軍事法廷もどきの「暗黒裁判」にも等しきものであったと言わざるを得ません。

この要請文において、私はあえて判決文の矛盾や飛躍・取捨のごり押しなどについて書かないで、「事件発生とその後の風潮」をかいつまんで報告致しましたのは、当時を知る者の一人としてぜひとも書面にしておきたかったためであり、いかに真犯人逮捕→起訴→判決(死刑)とう社会的(?)市民感情が有ったとは言え、無実の人をその犠牲者とするのは断じて許されないということを訴えたかったからです。従って、貴裁判所におかれましては、当時のこのような風潮も冷静に加味していただき、又判決文の矛盾点を精査していただき、一日も早く再審の門を開けて下さるよう、お願いいたします。

2006年11月20日

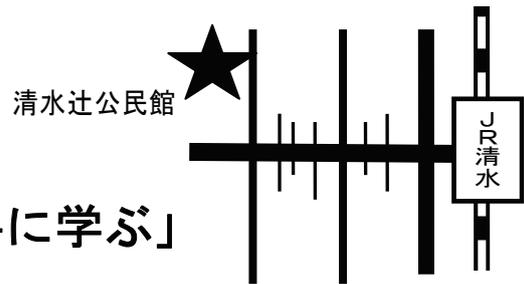
N

## 2月例会は

2月3日(土) 午後7~9時

清水辻公民館 2F 第5会議室で

テーマ:「名張毒ぶどう酒事件に学ぶ」



今回は、名張毒ぶどう酒事件弁護団の新証拠発掘に向けた映像から、  
新証拠発掘に向けたヒントを搜します

再審請求が棄却されましたが、学ぶことがたくさんあります

ぜひ、ご参加下さい！

(東京) 袴田巖さんの再審を求める会 代表

# 平野雄三さんの死を悼む

事務局長 山崎 俊樹

後楽園ホールで多くのボクシングファンに、輪島功一さん始め、元世界



チャンピオンたちが袴田さんの無実を叫び再審支援を訴えた翌朝、まだ、私はその余韻に浸っていました。平野雄三さん！あなたの訃報を聞いたのは、そんな中でした。失ったことの大きさに、出てくる言葉もありませんでした。

1994年8月、袴田巖さんの再審請求が静岡地方裁判所で棄却され、清水で袴田さんの救援運動を担っている私たちにとっては、この先の展望が見えなくなった時期でした。そんな中、あなたは東京から清水に駆けつけてくれました。「富士川町の出身だから、清水は懐かしいんだ

よ」と、今まで顔だけしか知らなかった私に、気さくに話しかけて下さ

袴田巖さんの再審を求める集いで

今年3月18日(文京シビックホール)

いました。

その時、お互いに考えていた、救援運動の今後のありかたがあまりにも似通っていたため、意気投合したことを、昨日のようにはっきりと覚えています。そして、あなたは東京で、私は清水で、共に今に続く救援運動を互いに続けてきてこられたのです。

あなたが丹念に集めた袴田事件の過去の新聞報道、この資料が当時の警察捜査の杜撰さをあぶり出しました。あなたが持ち前の行動力で集めた事件関係者からの証言、これらは貴重な資料として今でも私たちは利用し、何とか再審請求の補充書に利用できないかと考えています。

そして、今年6月1日、あの暑いさなかでの最高裁判所でのビラ配り、その後あなたは「この次は支援者の声をたくさん集めて、最高裁の裁判官に要請しよう！」と、常に救援運動の先を見つめ、新たな提案をして下さいました。それらが、11月20日の最高裁要請行動として、大きく実を結び「袴田巖さんの再審開始を！」という声が日本中に広まったのです。

しかし、その行動にあなたの姿はありませんでした。どんなにか参加したかったのでしょうか。私があなたと声を交わしたのは前日の19日でした。病床から身を乗り出し、目を輝かしながら、新聞報道を指さし、明日の最高裁行動の成功をひたすら訴えましたよね。それがあなたの姿を見た最後とは、もう残念でなりません。

清水で私たちが開く集会に、あなたはいつも駆けつけてくれましたね。でも、もうそれも叶うことはありません。

毎年のように年明けは、品川であなたの手料理を中心とした新年会に呼んで頂きました。でも、もう出来なくなってしまったのですね。

いや、それよりもあなたが心血を注いで取り組んできた、いや、文字通り命をかけて闘ってきた、“袴田さんを娑婆に取り返すということ”は、道半ばのままですね。どんなに無念だったのでしょうか。

受話器の向こうに響く、あなたの野太い声、それも、もう聞くことは出来ません。私はまだまだあなたに聞かなくてはならないことがいっぱいあったのです。語りたいたことがいっぱいあったのです。残念でなりません。

道半ばにして、志を成し遂げ得なかったあなたに代わり、私たちがあなたの強い意志を引き継ぎ、必ず袴田さんの無実を勝ち取らなくてはなりません。どうかその日まで、私たちの活動を見守っていて下さい。いや、厳しく叱って下さい。

平野雄三さん、最後のお別れをしなくてはなりません。どうぞ、安ら

かにお眠り下さい。そして、本当に有り難うございました。

2006年12月20日

常に袴田さんの救援運動の最先頭に立ってこられた平野さん！今年6月25日、清水テルサで開催した「獄中40年 袴田巖さんは無実だ！市民の集い」に参加して頂きました。その時が、平野さんの勇姿を見た最後でした。12月14日 永眠、65歳。あまりにも早すぎます。ご冥福をお祈りいたします。

## 特別抗告理由補充書要旨(12月25日 弁護団配付資料)

### 記者会見資料

#### 1 本日、最高裁判所へ特別抗告理由補充書提出

平成16年8月27日東京高裁棄却決定

平成16年9月1日特別抗告申立

#### 2 補充書の内容

##### 第1 「5点の衣類」の正しい評価・検討方法

～ 「5点の衣類」についての考え方、論じ方～

- 1 「5点の衣類」についての考え方、論じ方
- 2 犯行着衣と認定する積極的な根拠がきわめて乏しいこと
- 3 ねつ造の可能性の検討の必要性・重要性
- 4 5点の衣類に関連する多数の合理的疑いの存在  
～ねつ造の可能性をうかがわせる数多くの事実の存在～
- 5 ここでの「請求人が着用していた」の意義
- 6 「請求人が着用していたか否か」という問題を適切に評価すべき必要性
- 7 「請求人が着用していたか否か」はより正しく判断しやすいこと
- 8 「ねつ造の可能性」を検討する上でのその他の注意点
- 9 結論

以上、犯行着衣か否かの判断においては、犯行着衣以外のものである可能性の検討、特にねつ造証拠である可能性を検討することが必要であること、また、ねつ造証拠か否かの検討においては、「請求人の着用していたものか否か」の検討がもっとも重要であること、その結果、請求人の着用したものと認定されてはじめて犯行着衣であると認定することができること、などについて論じてきた。

そこで、これらのことを前提として、以下、具体的に、5点の衣類について、犯行着衣か否か、請求人が着用していたものか否かについて論じることとする。

## 第2 緑色ブリーフについて

- 1 はじめに
- 2 本件ブリーフと弁護人提出のブリーフ
- 3 確定までの裁判所の認定
- 4 本件ブリーフとムーンライトとの相違点
- 5 親族の供述についての原二審判決の評価
- 6 原二審判決の証拠評価の誤り
- 7 弁護士を巻き込むことの不合理
- 8 親族らのその後の行動からして偽証はありえないこと
- 9 従業員の証言の信用性が低いこと
- 10 結論

## 第3 鉄紺色ズボンについて

- 1 はじめに
- 2 本件ズボンのウェストサイズ
- 3 原二審判決を擁護する原決定の不当
- 4 ズボンの共布が請求人の実家から発見されたこと
- 5 共布に関する数々の疑問
- 6 袴田ともの検面調書
- 7 本件ズボンに損傷部分があること
- 8 結論

## 第4 白半袖シャツとスポーツシャツ

- 1 はじめに
- 2 裁判所の認定とその誤り
- 3 両者の右肩の損傷部位と請求人の傷
- 4 澤渡第1鑑定に関する原決定の評価の誤り
- 5 請求人の偽装工作が想定できないこと
- 6 結論

## 3 特別抗告理由補充書の意義

- 1) 原審（東京高裁）では、はじめて裁判所が正面から5点の衣類のねつ造の可能性の問題を取り上げたが、それをきわめて安易に排斥してしまった。
- 2) 排斥された理由は、原決定は、
  - ① 新証拠を含む証拠の評価を誤った
  - ② 5点の衣類の考え方、論じ方を誤ったからである。
- 3) すなわち、これまでは、
  - ① 5点の衣類については、(ア)「犯行着衣か否か」の問題と(イ)「請求人のものか否か」の問題とを明確に区別した上で、(ア)→(イ)の順に検討されてきた。
  - ② 例えば、緑色ブリーフが2枚存在する問題、右肩に損傷のある衣類が2組存在する問題などは、(ア)の問題とは無関係の問題であり、(ア)が認定された後、(イ)の問題を論じる中で検討されてきたにすぎなかった。
- 4) 要するに、緑色ブリーフが2枚存在する問題、右肩に損傷のある衣類が2組存在する問題などは、犯行着衣か否かを論じる中ではまったく検討されることがなかった。
- 5) そして、(ア)が単に血が付着しているなどの理由から認められることによって、事実上、(イ)も簡単に認定されてしまった。
- 6) しかし、本件においては、例えばDNA鑑定により被害者の血液であることが科学的に証明されたわけではなく、(ア)を積極的に認定できる証拠に乏しいため、犯行着衣以外の可能性、特に「ねつ造証拠の可能性」が否定できない限り、(ア)を認定することはできない。
- 7) このように、(イ)の問題も、(ア)の問題とは「ねつ造証拠の可能性」を媒介にして密接に結びついており、むしろ(ア)を認定するためには(イ)の検討はきわめて重要である。
- 8) 即時抗告申立書においては、2)の①を中心に論じてきた。それに加えて、本補充書においては、2)の②について正しい考え方、論じ方をはっきりと示すことによって、5点の衣類が犯行着衣と認定することについて、合理的な疑いがあると言わざるをえないことは、自ずから明らかとなるはずである。

活動報告などは次号に掲載します。

### 今後の予定

- |         |               |                |
|---------|---------------|----------------|
| 1月1日(月) | 事務局 打ち合わせ(予定) | 時間・場所 未定       |
|         | 岡本さんの帰省にあわせ   | 主に劇画の内容展開を検討予定 |
| 1月7日(日) | 事務局会議(予定)     | 時間・場所 未定       |

- 1月14日(日) 袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会 第3回総会  
13:30～16:30 場所：清水テルサ 6階 研修室  
弁護団報告：西島勝彦弁護士 ゲスト：河合利彦さん
- 2月3日(土) 2月例会 19:00～ 清水辻公民館 2F 第5会議室
- 1月21日(日) 事務局会議(予定) 時間・場所 未定
- 2月7日(火) 弁護団会議 13:30～ 日弁連